

○財務省告示第九十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十五年
度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十五年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平
成二十五年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄
に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 基 準 数 量
一	三・二トン
二	五・〇トン
三	一七トン
四	三一、五四五トン
五	一、六四五トン
六	一、四四七トン

二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
三〇、三六六トン	五一七トン	一、二五六トン	二二、一八五トン	一六〇、五九七トン	一五、六〇〇トン	一、〇七八トン	九二九、〇〇六トン	一、四二四、八四一トン	六、一八五、六三三トン	八二、七八五トン	一二、九〇六トン	一〇、七五六トン	五二、〇三三トン	一九トン	三一トン

二九		七九〇トン
二八		九・八トン
二七		一九、二五五トン
二六		七、六〇一トン
二五		〇トン
二四		三三トン
二三		八、三四七トン
二二		七三二トン